

第3章 公共事業を行う際の環境配慮指針

1 概要

本市の公共事業を環境に十分配慮しながら実施していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を、道路・交通や河川・水路の整備など各々の事業別に示しており、さらに、各課で実施する公共工事における環境配慮の実効性を公共工事環境配慮指針チェックリストにより評価し、実施状況の把握及び実効性の向上を図っています。

2 平成30年度実施結果

ア 対象工事数：451 工事

イ 環境配慮率

| 配 慮 事 項 | 実施設計段階 | | | 工事完了段階 | | |
|----------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| | 該当 項目数 | 配慮 項目数 | 配慮率 (%) | 該当 項目数 | 配慮 項目数 | 配慮率 (%) |
| 1 公害等に関連する事項 | 903 | 903 | 100 | 901 | 901 | 100 |
| 2 資源・エネルギーの有効 利用に関連する事項 | 2,880 | 2,876 | 99.9 | 2,863 | 2,858 | 99.8 |
| 3 自然環境・アメニティに 関連する事項 | 27 | 27 | 100 | 27 | 27 | 100 |
| 合計 | 3,810 | 3,806 | 99.9 | 3,791 | 3,786 | 99.9 |

ウ 配慮できなかった主な項目

「2 資源・エネルギーの有効利用に関連する事項」

○価格上昇のため、施設に省エネ型の機器の設置できなかった。

○工事現場に、空き缶、空きびんなどの資源を回収するための場所を確保できなかった。